

令和4年度第1回市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

期日 令和4年10月11日

場所 登別市役所議場

委嘱状交付式の開催

副市長から協議会委員への委嘱状の交付を行った。

副市長挨拶

本日は大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

委員の皆さま方におかれましては、日ごろより国民健康保険はもとより、市政全般につきまして、ご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

先ほど、委員の皆様にご委嘱状を交付させていただきましたが、再任の委員におかれましては、引き続きお力添えをいただくとともに、新任の委員におかれましては、率直なご意見をいただけることを期待しております。

さて今回、新たに委員になられた方もおられますので、これまでの本市の国保財政について、簡単にですが触れさせていただきます。

本市の国保財政は、平成30年度の都道府県単位化を境に黒字化が進み、平成30年度は約5千万円の黒字、令和元年度には約1億6千万円の黒字、令和2年度には約2億円の黒字となり累積黒字が約7億5千万円となったため、令和3年度に、この累積黒字額のうち4億円を基金へ積み立てております。さらに、累積黒字額の残る3億5千万円を活用し、国保加入者の負担を軽減すべく、また、2030年度に加入者負担の公平化を目指し、北海道で統一保険料にすることから、全道市平均に近づけるため、令和3年度と4年度の2か年で保険税を引き下げたところであります。

とはいえ、本市をはじめ近隣市町村には高度な医療が受けれる医療機関が多いことなどから、一人あたりの医療費が依然、道内平均よりも高い傾向にあります。そのため、引き続き、医療費抑制のための積極的な呼びかけに努めるとともに、病気の早期発見・早期治療のため特定健診等の受診勧奨や保健指導をはじめとした生活習慣病予防などに取り組んでいくこととしております。

最後になりますが、本日も委員のみなさまからの忌憚のない意見をいただけますようお願い申し上げますとともに、改めましてこれからの3年間、本市国保の安定運営のためにお力添えくださいますようお願い申し上げます。

報告第1号

「令和3年度国民健康保険特別会計決算について」

<事務局>

それでは、報告第1号「令和3年度国民健康保険特別会計決算について」資料に沿っ

て説明いたします。座ったままで説明させていただきます。

議案の4ページと5ページの資料1「令和3年度国民健康保険特別会計決算額調書」をお開きください。

令和3年度の予算額につきましては、歳入歳出それぞれ55億9,386万6千円となっております。まず、決算の大枠ですが、4ページにあります歳入の決算額は、表の一番下「歳入合計」の① 58億6,125万1千円となっております。歳出の決算額は、5ページにあります表の一番下「歳出合計」の② 54億621万1千円となり、単純に歳入から歳出を差し引いた累積収支額、いわゆる令和4年度への繰越金は、4億5,504万円となります。

この4億5,504万円には、4ページの歳入の7款繰越金、これは前年度からの繰越金ですが、これが入っていますので、累積収支4億5,504万円から、③の前年度繰越金7億4,875万円を差し引いた実質的な単年度の収支は、2億9,371万円の赤字となりました。また、単年度収支に国民健康保険給付費等準備基金の原資積立額分と利子積立分を加え、当該基金からの繰入分を差し引く『実質単年度収支』については、令和3年度は基金からの繰入を行っておりませんので、単年度収支△2億9,371万34円に原資積立額分の4億円と基金利子の積立分25円を加えた1億628万円の黒字となります。

続きまして、決算額の内訳について、予算額と決算額の差が大きかった主な項目についてご説明します。

はじめに、4ページの歳入についてですが、

第1款の国民健康保険税について、決算額は7億8,795万5千円で予算と比較して618万6千円の減となりました。

これは、当初見込んでいたよりも、一般被保険者滞納繰越分の調定額が減となったことが主な要因と考えております。なお、資料には記載しておりませんが、令和2年度の決算額が8億4,476万4千円でしたので、5,680万9千円の減となっております。これは令和3年度において、保険者負担の軽減を図り、全道市平均へと近づけるために保険税率を下げたことが要因と考えられます。

次に第4款の道支出金について、決算額は38億2,573万1千円で予算と比較して3,755万2千円の減となりました。平成30年度からの国保の都道府県単位化により、歳出の保険給付費の全額を北海道からの当該交付金で賄うこととなっているため、歳出である保険給付費の執行残に伴い、特定財源である道支出金も減となっているものです。

次に第6款の繰入金ですが、決算額は4億7,828万5千円で予算と比較して518万2千円の減となりました。これは、主に人件費・事務費分の減となっております。

次に第8款の諸収入ですが、決算額は1,698万9千円で予算と比較して1,452万7千円の増となりました。これは、一般被保険者延滞金が1,026万2千円の増、一般被保険者第三者納付金が417万円の増となったことが主な要因となっております。

次に、歳出についてご説明します。5ページをご覧ください。

第2款の保険給付費は、予算額38億1,803万4千円に対して、決算額が37億564万

6千円で、執行残が1億1,238万8千円となりました。なお、資料には記載しておりませんが、令和2年度の決算額が37億5,180万3千円でしたので、4,615万7千円の減となっています。

保険給付費の内訳をみると、療養諸費が9,627万円の執行残となり、前年度決算と比べると3,530万円の減、高額療養費が1,239万円の執行残となり、前年度と比べると1,158万5千円の減となりました。

第6款の保健事業費は、主に特定健康診査や短期人間ドック、各種がん検診等の費用助成など、被保険者の健康維持・増進に係る経費であり、予算額9,192万9千円に対して、決算額が7,494万4千円で、執行残が1,698万5千円となっております。

執行残の主な要因としては、脳ドック、短期人間ドック、各種がん検診、特定健診の受診者数等が当初予算で見込んでいたよりも少なかったことによる執行残となっております。保健事業の取組状況については、後ほど、ご説明いたします。

令和3年度決算額調書についての説明は、以上となります。

続きまして、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料2、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。議案の6ページ、7ページをご覧ください。6ページに現年度分、7ページに滞納繰越分と合計の決算額の数値を表にしております。

まずは、令和3年度の現年度分の決算額についてですが、調定額7億8,327万7千円に対して、収納額が7億5,200万7千円、収納率は前年度より0.41ポイント上昇して、96.01%となっております。

また、令和3年度の滞納繰越分の決算額についてですが、調定額2億2,948万7千円に対して、収納額が3,576万9千円、収納率は前年度より6.08ポイント減少して、15.59%となっております。

現年度分と滞納繰越分の合計といたしましては、調定額10億1,276万4千円に対して、収納額が7億8,777万6千円、収納率は前年度より0.74ポイント上昇して、77.78%となっております。

令和3年度における徴収に関する取り組みといたしましては、主に、口座振替の利便性の周知及び利用勧奨、現年度分の未納者に対する督促及び催告、分割納付の履行状況の定期的な監視及び不履行時の催告、夜間及び休日相談窓口の開設などに、取り組んで参りました。

なお、分割納付の不履行が続いている者や催告に応じない者に対しては、財産調査の結果に基づき、滞納処分執行もしくは執行停止を行っております。

また、納付の機会を付与したにも関わらず納付を履行しない者に対しては、「登別市国民健康保険税滞納世帯に係る措置の実施要綱」に基づき、被保険者資格証明書、短期被保険者証の交付を行って参りました。

令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえながら、令和3年度と同様の取り組みを行って参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった者に対しては、各々の置かれた状況に十分配慮して、納付相談や徴収猶予の申請等に応じて参りたいと考えております。

続きまして8ページをお開きください。

資料3「医療費の状況」についてですが、8ページに記載しています「費用額」は、入院や入院外、歯科といった診療費をはじめ、調剤や食事療養費のほか、補装具や柔道整復などの療養費等を含む医療費の合計額となっています。

この費用額を年間平均被保険者数で割り返した数値が、8ページの一人当たり費用額となります。

令和3年度の本市国民健康保険の一人当たりの費用額は、47万2,445円となり、前年度比較で0.8ポイント、3,729円の増となっています。

被保険者数の減少にともない、医療費総額は減少しているものの、一人あたりの医療費は高止まりしている傾向にあります。

そのため、本市では、被保険者のみなさんに医療費抑制に向けた取組への協力を市ホームページや広報はもちろんのこと、納税通知書に同封して、被保険者全体への周知を行っております。また、特定健診の勧奨や、チャレンジウオーキングなど体を動かす機会を設け、被保険者のみなさんにこれまで以上に医療費抑制の重要性を意識していただけるよう努めております。

次に9ページ、資料4「登別市の人口・世帯数及び国民健康保険の加入世帯数・被保険者数の状況」ですが、人口・世帯数については、市全体、国保被保険者ともに毎年減少が続いています。令和3年度の国民健康保険の加入状況としては、年度末現在の比較になりますが、令和2年度と比べて378人、4.2ポイントの減となっており、今後も減少傾向は続くものと見込まれます。以上で、報告第1号「令和3年度国民健康保険特別会計決算」についての説明を終わります。

(質疑・応答なし)

報告第2号

「保健事業について」

<事務局>

それでは、資料5、保健事業の取組状況について説明させていただきます。11ページをご覧ください。

令和3年度の特定健診・特定保健指導の実施状況について、令和4年8月末時点での状況について報告させていただきます。

特定健診については、令和2年度より特定健診受診率向上支援等共同事業を実施し、受診率向上に努めておりますが、令和4年8月末時点で34.7%となっており、対前年度同月比で0.9ポイント減となっております。

特定保健指導については、令和4年8月末時点で終了率が35.3%となっており、対前年度同月比で3.8ポイント減となっております。

なお、令和3年度の特定健診受診率および特定保健指導終了率については令和4年10月末に確定となります。

次に、特定保健指導対象外者等への保健指導及び要医療者の受診状況についてを報告させていただきます。

特定健診の結果、複数項目高値となった方や、糖尿病性腎症の発症リスクの高い方へ保健指導を実施し、生活習慣病の改善や重症化予防に努めました。

また、健診結果で「要医療」と判定された方の内、必要と認めた方については、受診勧奨通知を送付し、早期受診を促しております。

実績値につきましては、資料のとおりです。

今後も、被保険者の健康の維持・増進が図れるよう事業を行ってまいります。

保健事業については以上です。

<質問>

資料11ページにおける特定保健指導対象外者等への保健指導及び要医療者の受診状況について、健診結果で「要医療」と判定された方の内、市の基準に該当し必要と認めた方に受診勧奨通知を送付することとなっているが、要医療となった人の中で症状が悪い方だけに通知を送付しているのか。

<事務局>

そのように対応しております。

<質問>

要医療の方全員に通知を送付していない理由はなぜですか。

<事務局>

既に医療受診されている方もおりますので、その方には必要ないと判断し送付しておりません。

報告第3号

「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について」

<事務局>

13ページ、資料6「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について」をご覧ください。

まずはじめに、コロナによる国民健康保険税の減免について対象となる要件としましては、主たる生計維持者がコロナによって重篤な傷病を負った場合か、コロナの影響に

より主たる生計維持者の事業収入や給与収入の減少額が、昨年の収入と比較して3割以上となる世帯が減免となるものです。

減免対象となるのは令和4年度の国民健康保険税で、令和4年6月から令和5年3月までの納期となるものが該当になります。

減免額については、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額によって減免割合が決まるもので、300万円以下であれば、10分の10。400万円以下であれば10分の8というようになっております。

続きまして14ページをご覧ください。令和3年度の実績となりますが、年間で33件の申請があり、22件を承認、11件が非承認となっております。

つぎに、収入の内訳としては、14件が事業収入。6件が給与収入。その他が1件となります。1件は営業と給与収入2つに該当する方となります。減免額合計は450万8千3百円となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については以上です。

(質疑・応答なし)